

(三) 開港場の増加及

(四) 開港場内に於ける個人取引の自由承認

の四點に付ては安政五ヶ國條約と英佛米露が清國と締結せる天津條約との間に根本的差異がないのであるが但左記の點に付ては其の有利なることを認め得る。

(一) 安政諸條約附屬協定税目は物品の性質により従價五分乃至三割五分による差等關稅を採つたのに對し、天津條約の夫れは一八四三年（天保十四年）十月八日の英清間の南京條約追加條約同様従價五分の均一稅を採用し更に銀價騰貴の率に應じ現實従價五分に輕減改訂せるものである。

(二) 更に天津條約に於て清國は其の國家獨立主權の上に

(1) 耶蘇教の内地布教の自由（英清條約第八條及佛清條約第十三條）

(2) 商業上の目的の爲めにする外國人に對する内地旅行自由（英清條約第九條）

(3) 居留地及其附近に於ける外國人工業經營の自由（清佛條約第七條）及

(4) 內國人間の組合及獨占による通商の制限の禁止（清佛條約第十四條）の如き制限を受けて居る。

是等天津條約中の諸規定が後年清國と列國との間に安政諸條約の規定にも増して種々紛争の原因となつたことは争ふべからざる事實である。

又上記安政假條約の天津條約に比し我に採り有利なりし點の中最大なるもの即ち片務的協定稅率が天津條約の夫よりも比較的高率なる差等關稅なりしことも、後に述ぶるが如く安政假條約の違勅調印の結果として生じた國內に於ける鎖國攘夷黨の激成、延て下の關砲撃、兵庫不開港等による諸外國との紛争の結果慶應元年十一月十四日條約勅許の機會に協定關稅を天津條約の夫れの如く従價五分を基礎として改訂することを餘儀なく承諾し、終に慶應二年五月十

三日（一八六六年六月二十五日）下の關砲撃參加國たる英米佛蘭四國との間に江戸改稅約書の調印となつた。

尙安政假條約の規定中外國の輸出入品に對し内地通過稅を課すべからざること（日米條約第四條第六項等）は天津條約以上に本邦の國家主權の上に受けた拘束であるが、右は却て本邦に於ける外國貿易を増進産業發達を來たす間接の原因となつた。

第四節 江戸改稅約書締結顛末

第一款 安政假條約調印後慶應改稅約書調印に至る間の幕府の

對外交渉

外國使臣の江戸駐割 井伊大老は勅許を俟たずして安政五年六月十九日より同年九月三日（一八五八年七月二十九日乃至一八五八年十月九日）迄の間に於て米・蘭・露・英・佛五ヶ國との間に修好通商條約に調印した。所謂安政五ヶ國條約である。右の五ヶ國條約は安政六年六月五日（一八五九年七月四日）以後實施せられ神奈川・長崎・箱館三港の開港等に關する規定は兎に角施行を見た。而して是等諸條約の批准書交換も安政六年六月十二日乃至萬延元年四月三日（一八五九年七月十一日乃至一八六〇年五月二十二日）の間に於て完了した。尤も幕府は朝廷側の意向を憚つて條約實施後外國使臣の江戸駐割を數ヶ年延期せしめ様としたが、固より列國の肯諾を得られなかつた。米・英・佛・露・蘭諸國は夫々外交代表を任命した。即ち英國政府は安政五年十一月廣東領事オールロッキ Ruthenford Alcock を駐日代理公使兼總領事に任命し同五月二十六日品川着六月四日高輪東禪寺に假公使館を設け、米國政府はハリス總領事を辦理公使に昇進せしめ下田玉泉寺より麻布善福寺に移らしめ之を安政六年六月八日假米國公使館とした。

佛國政府は同六年四月デ・ベルクール Duchesne de Bellecourt を外交代表兼總領事に任命、同八月十日三田濟海寺に假公使館を設置し、和蘭政府は理事官クルチウス Curtius を外交代表として芝長應寺に開館せしめ、次いで着任したデ・ウィット De Witt 其の事務を引繼いだ。露國政府は安政五年九月三十日以來ゴシグヴィチ Goshavitch を外交代表に任命し箱館に駐在せしめたが江戸には公使館を設けなかつた。斯くて是等五國よりすれば茲に始めて日本との間に正式外交關係が成立したのである。

幕府外交官制 幕府に於ても之に應ずる爲め安政五年（一八五八年）六月外國事務主管の老中二名を定め七月新に外國奉行を新設し俊秀の幕吏田安家家老水野忠徳、勘定奉行永井尚志、箱館奉行堀利照、下田奉行井上清直、目付岩瀬忠震の五名を任命した、次いで米英兩外交代表の反對を押し切つて、神奈川の開港地として東海道より沼澤を以て隔在せる横濱村を以て之に充つることとし、茲に波戸場、運上所、商人街、奉行所等を築造した。萬延元年十二月（一八六〇年）和蘭が右横濱開港地に領事館を移轉したのを始めとし他の條約各國も漸次之に倣ふことゝなつた。之より先き萬延元年八月十五日には長崎居留地に於て地所規則が定められた。

開港當初の外國貿易 開港當初外國貿易に關しては條約の規定通り所謂勝手貿易は行はれず、内外人間の賣買は常に幕吏の仲介檢閲を経るを要し、邦人の貿易業者は特定の免許人に限定され、又貿易品の品種、數量に制限が行はれたので外國使臣より種々抗議を受けた。殊に萬延元年閏三月幕府が江戸問屋の歎願を容れて生絲、吳服、木蠟、水油、雜穀の五品に對し江戸問屋の獨占を許したに對し強硬な外國側の抗議があつた。併し兎に角外國貿易額は萬延元年（一八六〇年）輸入九二五、〇一〇弗、輸出三、九五七、六四三弗、合計四、八八二、六五二弗のものが、文久二年（一八六二年）には輸入二、一四四、八〇〇弗、輸出六、三二七、〇八六弗、合計八、四六一、八八六弗に上つた。

日葡・日普條約 是等米・蘭・露・英・佛五國に次ぎ幕府當局は曩に安政四年八月（一八五七年十月）和蘭國全權クルチウス宛書翰中に葡萄牙との條約締結方に付承認を與へた行懸りあるに付和蘭公使よりの要求斡旋により先づ葡萄牙

牙との間に萬延元年六月十七日（一八六〇年八月三日）修好通商條約に調印（文久二年三月十日批准書交換）し、續いて普魯西國との間に同國政府の要請により同様修好通商條約に同年十二月十四日（一八六一年一月二十四日）調印（文久三年十二月十三日批准交換）した。兩條約は井伊大老薨去後丹羽、安藤兩老中の執政下に於て依然外患逃避を理由として安政五ヶ國條約同様勸許を得ずして無斷調印が行はれたものなるは注意を要するところである。而して前者に於ては本邦側は外國奉行溝口讃岐守直清、同酒井隱岐守忠行、同松平次郎兵衛家直の三人、先方は媽港總督兼清國駐劄特命全權公使イジドウロ・フランシスコ・ギョーレス Isidoro Francisco Guimaraes 調印して居る。右日葡條約の内容は本文二十四ヶ條及附屬貿易章程九割より成り全部安政五年七月十八日調印の日英條約と同様である。後者に於ては本邦側は外國奉行村垣淡路守範忠、同竹本圖書頭正雅、目付黒川左中盛泰の三人、先方は特派全權公使オイレンブルグ侯フリイドリツヒ・アルブレヒト Kammerherr Friedrich Albrecht Graf zu Eulenburg 全權として調印して居る。右日普條約の内容は本文二十三ヶ條及附屬貿易章程第九則となり居るも條文を整理したのみでは亦安政五年日英條約と異なるところがない。只注意すべきは第三條に於て開港は神奈川、長崎、箱館の三港に限つて居る點で右は當時幕府當局に於て朝廷側との公武合體工作に専念して居た爲め其の意を嚮へる遠慮よりして米國公使ハリスの意見によつて兵庫等を除外したものである。

開港開市延期問題と竹内下野守渡歐 然るに既述の如く國內に於ける鎖國攘夷熱の沸騰する中に、長崎箱館は暫く措くとしても横濱鎖港問題の片付かないのに早くも新潟は開港期（一八六〇年一月一日）、兵庫（開港期一八六三年一月一日）、大阪（同上）一八六三年一月一日及江戸（同上）一八六二年一月一日の約束の開港開市の期日は迫つた。茲に於て幕府は右兵庫等の開港開市を延期することに依つて、公武合體の手前朝廷側に對する唯一の辯疏となすべく右に對し外國政府の同意を得る様一意努力するの方針を採るに至つた。

依て先づ文久元年四月二十一日（一八六一年五月三十日）幕府當局は在江戸英國公使等に對し其の提議をなしたが

容易に聽從されなかつた。此時在江戸列國代表の間には、嘗て安政六年九月條約批准の爲め新見使節を米國に特派した關係あるに因り、各自國に對しても特派使節を送り國交開始を表彰すること適當なりとせる意向があつたので、幕府は右列國代表の希望にも應じ同時に安政條約の規定する二港二都の開港開市延期達成の爲め英・佛・蘭・普・露・葡締盟諸國に向つて特に使節を派遣することに決した。又米國に對してはハリス公使が日本に對し常に好意を表し居る關係上、他の在歐條約國が開港開市延期の希望を應諾したならば、米國に對しては別に使節を送らないでも之が承諾を得られると認めたものである。斯くて幕府は文久元年八月之が正使として勘定奉行兼外國奉行竹内下野守保徳、副使として神奈川奉行兼外國奉行松平石見守康直、目付京極能登守高朗を命じ、一行總員三十六名は翌文久二年（一八六二年）の元旦英國軍艦オーデン Odia に搭じて渡歐することゝなつた。

竹内特派使節は文久二年三月五日（一八六二年四月三日）先づ佛國馬耳塞に到着、其後佛・英・普・露・葡諸國首都を歴訪し英國にて宮中喪の爲め其の目的を達しなかつたを除く外、各國元首に謁見し大なる歡迎を受け同年十二月九日（一八六三年一月二十八日）無事使命を果し歸朝した。即ち竹内使節は最初巴里に於て佛外相ソヴネル E. Antonie Thouvenel と三回會見意見を交換したが相互の意見の懸隔甚しかつた爲め、當時佛國が協調を保つて居た英國と先づ協議するの捷徑なるを看取し、一八六二年四月下旬英京に赴き五月九日外相ラッセル Russell と商議を開始した。併し當時英國政府は文久元年五月の東禪寺襲撃事件に不満を懷き寧ろ條約規定勵行の必要を強く感じて居た際なので開港開市延期談判は甚だ困難を極めた。

然るに他面江戸に在つて安藤閣老は竹内使節出發後の文久二年正月十五日上元の佳節に登城の際坂下門にて井伊大老同様攘夷派常野浪士より襲撃せられた事件があつたが、安藤閣老は之に屈せず、引續き外交の衝に當つて、開港開市延期に關し直接交渉を重ね、頭部及背部の傷に纏帶しつゝオールロック Alcock 英國公使を病床に引見する有様であつた。其の熱意に感激しオールロック公使は賜暇歸國の序を以て英京に於ける竹内使節の談判に斡旋する事を諾し急

遽歸國の途に就いた。竹内等はオールロック公使歸英後其の援助を得て屢次の交渉を續け漸くにして其の主要任務たる開港開市の延期の目的は達し、文久二年五月九日（一八六二年六月六日）ラッセル外相との間に右に關する約定を調印した。之れ所謂倫敦覺書と稱せられるものである。

倫敦覺書 倫敦覺書に於ては先づ其の前文に「日本國內に外國との交際を害せる一黨あり、其逆意の爲め、大君及其執政は日本と條約を結ひし外國との交誼を保護し難しと思ひ」本取極を締結せることを述べ、次いで、

第一 新潟・兵庫の開港並に江戸・大阪の開市を一八六三年一月一日より算し向ふ五ヶ年間（一八六八年一月一日即慶應三年十二月六日迄）延期すること。

第二 右開港開市延期の代償として日本政府は左記を速に實行すること。

- (一) 安政條約第十四條の規定を勵行し貿易品の員數及價格に關する制限を撤廢すること。
- (二) 在留外人に對し本邦に於て諸職人、勞役者、教師等の雇入れに關する制限を撤廢すること。
- (三) 大名が其の產物を開港場に搬入し又は其代理者か直接外國人と取引するを妨げること。
- (四) 運上所其の他に於て運上以外の手數料を徵せること。
- (五) 開港場に於て外國人と取引し得る日本商人に對し身分の限定をなさること。
- (六) 日本人と外國人との自由交際を阻止せざること。

蓋し以上の諸事項は安政條約による貿易開始後外國商人の愁訴に基き常に各國公使等が條約違反と爲し幕府當局に難詰して居たものであるが其實行を見ないので倫敦覺書に於て開港開始延期の對償として之れか勵行を求めたもの以外ならない。従て同覺書に於ては以上諸事項不實施の場合には英國は何時にても開港開市延期の承諾を取消し得べきことを併せ規定した。加之同覺書に於ては別に使節歸國後幕府に上申の上實行せしむべきものとして左記四項を擧げた。

(イ) 對馬を開港すること。

(ロ) 現行酒類輸入税従價三割五分を輕減すること。

(ハ) 現行二割税なる硝子器を五分税品とすること。

(ニ) 各開港場に保税倉庫を設置すること。

英外相ラッセルは倫敦覺書調印の翌日其の全文を日本と條約關係ある佛・蘭・普・露及葡國の駐劄大公使に廻文し「日本との締盟各國は此際此の態度方策を採る以外他に途なきが如く思惟せらるゝを以て各國政府に於て之に同意せられんことを希望する」旨の通告を發し其の同意を得た。依て其の後の使節の交渉は順調に運び佛國との談判も容易に成立し文久二年閏八月九日（一八六二年十月二日）佛國との間にも英國と同様の趣旨を有する巴里覺書が調印せられた。

巴里覺書 尤も巴里覺書に於ては前記倫敦覺書末段上申事項中更に葡萄酒及佛國製品の輸入關稅の輕減並に生絲及蠶種に對する輸出の自由を上申すべきを約して居る。

日露・日蘭・日葡覺書 其後竹内使節は露國と同年八月十九日（一八六二年九月十二日）、和蘭と文久二年閏八月二日（一八六二年九月二十五日）、又葡萄牙と文久二年九月十四日（一八六二年十一月五日）同様の協定を調印した。之は現に角幕府當局の大成功と言はねばならぬ。

日米通商約定 斯く竹内使節は開港開市延期の對償として在外に於て安政諸條約附屬税目の上に輕減を約したが、幕府當局は更に同趣旨を以て米國との間に協定を締結し之れが爲文久三年十二月二十日（一八六四年一月二十八日）江戸に於て外國奉行柴田貞太郎（剛中）プリュン Pryun 米國公使との間に約定が調印せられた。即ち此の日米約定に於て日本は製茶包裝用鉛板等の輸入税を無税とし、機械器具・諸藥劑類（阿片を除く）・鐵・塊鐵・鐵板・鐵線・葉

鐵・白砂糖・硝子・硝子器・各種時計及酒類を従價五分とすること并に本輕減率の實施を神奈川に於ては文久四年正月一日（一八六四年二月八日）より、長崎・箱館に於ては同二月一日（一八六四年三月八日）より施行すべきことを定め居る。蓋し前記竹内使節は文久二年十二月九日歸朝したが、當時朝廷側より攘夷の要求強く横濱鎖港談判を開始せるか如き時代であつた故に倫敦、巴里兩覺書所載關稅輕減等の實行も荏苒遷延して居たが約一ヶ年後茲に米國との約定により之れが更に確認實施せられるに至つたものと認められる。

横濱鎖港問題と池田筑後守渡歐 開港開市延期の問題と同時に幕府當局は横濱鎖港のことを考慮して居た。嚮に將軍上洛して攘夷決行期日の宣言を餘儀なくせられた際、一方には朝意を迎える爲め又他方には紛糾の種となり易い横濱を鎖港して一時を彌縫しようとした。即ち文久三年五月九日（一八八三年六月廿四日）小笠原閣老は各國公使に對し「朝旨に依り各開港場を鎖し居留外人を退去せしむべき様將軍より命ぜられたるを以て各國公使と協議せんことを求むる」旨の通牒を發した。固より英・佛・米公使等は開港場閉鎖の不法を詰り之の通牒を無視するの態度に出た。

其の後文久三年八月十八日政變の結果尊攘黨の勢力失墜し其の結果攘夷親征は延期せられることゝなつたが、朝野に於ける攘夷論は依然として消滅しては居ない。幕府に對し屢々督促の朝旨があつた。依て幕府は攘夷の公約に處する策として暫く横濱の鎖港を斷行し貿易を長崎・箱館に限定する議を定めたのである。依て九月十四日老中板倉勝靜等は本邦に對し最も同情ある米公使、蘭總領事等に對し其の同意を求めたが「私共援兵等之御相談にも有之哉相心得、差急出張致候處案外之御談にて驚入候」いふ様な返答であつた。依て最早英佛兩公使等へ之を交渉することは躊躇し十月朔日（十一月十一日）に至り、曩に五月九日小笠原閣老より各國公使に發した外人の退去の通牒を撤回して、列國公使の鋒先を緩和し横濱鎖港交渉に方針を集中することとした。即ち佛公使の勸告に基き今同は使節を各締

約國の本國に特派し横濱鎖港を直接談判せしめることを決した。蓋し斯くて一面特派使節在外中は朝廷側よりの攘夷の督促を緩和し得べく、又外國公使に對しては倫敦覺書實施困難の辭柄と爲ようと計畫したのである。

乃ち外國奉行池田筑後守長發を正使に、河津伊豆守祐邦を副使に目付河田相模守瀨を監察に命し組頭田邊太一以下總員三十四人は文久三年十二月二十九日（一八六四年二月六日）佛國軍艦ル・モンジェ Le Monge に搭乘し横濱を解纜し、翌年三月十三日（四月十八日）巴里に到着した。

巴里約定 池田正使等は佛帝ナポレオン三世に謁見し將軍の親書を捧呈したる後、外相と前後七回の會商を行ひ、其の交渉の主要目的たる開港を長崎、箱館に限定すること及在横濱居留外商の移轉費負擔を條件として横濱鎖港の承諾を求めたるも、右は全然不成功に終り、却て元治元年五月十七日（一八六四年六月二十日）開催最終會議に於て第一回下ノ關砲擊事件に關し左の要項の約定に調印した。

一、使節歸國後三ヶ月内にキン・シャン號 Kien-Cheng 砲擊の賠償として政府より墨銀十萬弗を、長門侯より四萬弗を拂ふこと

二、使節歸國後三ヶ月内に下ノ關海峡を佛國船通航の爲め開き自由通過を維持すべく、之が爲め必要なる場合には幕府は武力を用ふべく又時宜により佛國艦隊司令官と共働すること。

三、千八百五十八年（安政五年）調印の日佛條約有効期間中は最近迄各國との協定により爲されたる減税を維持すること、即ち茶包裝用品輸入を無税とし、酒類・酒精物・白砂糖・鐵製器械・麻織物・時計・懷中時計・同鎖・硝子器・藥種等を五分に、硝子・鏡・陶器・裝身飾玉類・化粧香具・石鹼・武器・小刀類・書籍・紙・彫刻品・繪畫を六分税に輕減すること、（即ち文久二年二月の倫敦覺書、同年閏八月の巴里覺書及文久三年十二月の日米通商協定による關稅輕減を一切包含するものとす）

而して其後右池田特派使節の一行は到底横濱鎖港談判の行はれないことを覺り、他の各國との談判を打ち切り元治元年七月十七日突如歸國し幕府に復命した。

然るに幕府は右巴里約定の承認を以て「國亂忽ち目前に起り遂に兩國和親の破るゝに至るは必然なり」と爲し、之が廢棄を申入れることとなつた。當時佛國公使は英・米・蘭公使と協同して下ノ關砲擊事件に對する聯合艦隊の出勤に付、横濱に於て若年寄立花種恭、外國奉行竹本正雅等とも交渉して居た際であつたから、同約定の如く佛國が單獨行動を採り「此際他の締盟國殊に英國との協調を失ふを不利なり」と爲し、之れが廢棄を承認するに至つた。斯くて元治元年七月二十四日付を以て幕府より正式に巴里約定を廢棄すへしとの通告を受諾した。

外人殺傷事件 斯かる幕府當局の姑息的措置は當時の輿論を満足せしめるものでなかつたことは固よりであるが、此の如き幕府の措置に對し攘夷黨の民間志士等は始めから直接行動を以て安政諸條約の規定を排棄せしめようとする傾きがあつた。即ち江戸に於ける外國使臣の官邸、横濱外國人居留地及所在外國人に對し襲撃を加ふるもの頻出した。

例へば横濱開港直接の安政六年七月二十七日露國使節ムラヴィエフ Muraviev の率ゐる軍艦乗込の一士官、一水兵が横濱に於て殺害せられたのを最初とし、同十月には佛國神奈川領事館雇清國人、萬延元年正月には英國公使館雇日本人通詞、同二月には横濱上陸の和蘭商船長二名、同九月には佛國公使館雇伊國人等に對する傷害又は斬殺があつた。

次いで同年三月三日の井伊大老の暗殺は外國人間に衝動を與へたが萬延元年十二月五日には前記日普條約調印に關係したとの理由で米國公使館通譯官ヒュースケン Henry Heusken が江戸に於て暗殺せられた。而して是等の外國人の殺傷ある毎に外國代表者より幕府に對し公使館、領事館及外國人の護衛方に付強硬な要求をなして居たに拘らず其の効果現はれない際とて、ヒュースケン事件を機會に在京外國代表者は決議して横濱に退去し外國軍艦直接の保護下に居ることとなつた。尤も右ヒュースケンに直接關係ある米國ハリス公使は斯かる外國代表者の措置は單に幕府當局を

窮地に陥れるに過ぎないとして敢て退去しなかつた。其後幕府當局の切望に依て英國等の各國公使は文久元年正月二十一日横濱より江戸に歸館したが、依然として國內の攘夷熱は強かつた。英國公使オールコックが條約上に規定する特權を利用し兵庫より東海道を経て富士に登山し歸府せるを憤慨した水戸浪士十八人は文久元年五月二十八日深更英國公使館東禪寺を襲撃し、公使館書記官オリファント Oliphant 及長崎領事モリソン Morrison の二人を傷けた。又文久二年五月二十九日夜には第二東禪寺襲撃事件なるものが起り一浪士が代理公使ニールを殺害せんと其の寢室に迫り英海兵の爲め捉へられ自刃した。更に同年十二月十二日には長州藩の高杉晋作は同志久坂玄瑞、志道閑多（井上馨）、伊藤俊輔（伊藤博文）等と共に、幕府が東禪寺事件の善後策として英國政府の爲に新築中であつた品川御殿山の英公使館焼打を決定した。其後に於ても外國人殺傷事件は繼續し文久三年九月二日佛國陸軍中尉カミュス Camus は横濱近郊にて浪士三名に斬殺せられ、翌元治元年十月二十二日英國陸軍少佐ボールドウィン Baldwin 及同中尉バー Bird は鎌倉八幡宮前に於て暴徒の爲め殺害せられた。

生麥事件 前記排外行動とは違つた動機に發したものであるが結果に於て幕府の交渉を窮迫したものに生麥事件がある。文久二年薩藩島津久光が大原勅使を護衛上府した後歸洛の途中、神奈川附近の生麥にて英國商人リチャードソン Richardson 一行が無禮の行爲ありたりと久光の衛兵はリチャードソン外二名を殺害するに至つた。之れ文久二年八月二十一日（一八六二年九月十四日）のことである。英國代理公使ニール Neill は最も強硬な抗議を提出し犯人の引渡しと賠償金の支拂とを要求した。幕府當局は事最も勢力ある薩州藩に關することと策に窮し將軍上洛中なるを理由として回答を遷延した。他面生麥事件發生當時上洛中であつた將軍家茂は遂に文久二年十二月五日攘夷の勅旨を奉承するに至つた際のこととて手を下す暇なく荏再經過した、爲に同代理公使は文久三年二月二十二日（一八六三年四月九日）幕府に對し最後通牒を送るに至つた。其の要旨は

(一) 幕府は條約上許與せられて居る遊歩地域である生麥に於て、警備不充分的爲め英國人に對し殺害あらしめたが故に、賠償金十萬磅（外に東禪寺襲撃事件の爲め一萬磅を追加す）を支拂ふべく、若し之を拒否せば海軍力を以て報復を行ふべし。

(二) 薩州侯は直接責任者なるか故に犯人を處罰し且つ犠牲者に對し慰藉料二萬五千磅を支拂ふべく之を拒否せば直接英軍艦を以て鹿児島を封鎖し居城を砲撃すべしと云ふに在り。其の回答期限を二十日間となした。

而して英國政府は右要求を貫徹する爲め横濱に水兵を上陸せしめる外、在清海軍中將クーパー Augustus Kuper の艦隊に日本出動を命じ清國駐屯軍司令官陸軍少將ブラウンに陸兵四千の日本派遣を命じた。クーパー中將の艦隊十二隻は早くも文久三年三月四日横濱に集結するに至つた。

幕府當局は右英國軍艦の横濱集結に答ふる爲め文久三年三月四日關八州の諸侯等に對し「此上應接次第により速に兵端を開候儀無之とは申難し」として兵備の嚴修を命じた。他面英國代理公使に對ふるに依然將軍不在（攘夷奉承後の衆議を盡すため上洛中であつた）を理由として延期を乞ひ、右最後通牒期間は佛・米公使の周旋により三月十日より十五日間延期されたけれども依然幕府は何等の回答を爲し得なかつた。英國代理公使は右幕府の回答遷延は國內事情に基くものなりと察し、佛國公使と協議の上「締盟各國の兵力を以て日本帝國の正規なる政府と認められる大君政府を援助し、外國との交際に盲目的なる反對を爲しつゝある諸大名を壓迫し、之により條約既得權・居留民の生命財産を擁護するの途を開かん」との申込みを、英佛兩公使より夫々外國奉行竹本正雅、同竹本正明に提示した。爲に奉行竹本正雅は在京閣老等の指揮を乞ふ爲め上京することゝなつた。其後上洛の正雅は四月八日歸府し、英佛公使に對し「斯かる提案ありし風説傳播してすら國家の大動亂を誘發するの虞あるを以て到底容認し難し」と斷乎幕府援助の提議を拒絶した。結局幕府に於ては京都朝廷側の意向如何に拘らず英國の要求通り賠償金を支拂ふことに決定し、文久三年四

月二十一日老中松平信義・同井上正直・小笠原信行の連署を以て、五月三日償金總額拾壹萬磅即ち四十四萬弗の内十四萬弗を支拂ひ殘餘は八週間内に支拂ふべき事を公約した。京都より歸府中の將軍後見役慶喜は之れを聞いて其の支拂ひを差止めたが、之れに對し英國代理公使は五月三日に三日間の猶豫を以て自由行動を採るべしと威嚇し機宜の措置をクーバー中將に訓令した。幕府も之に屈して閣老小笠原長行をして蟠龍艦に乗じ神奈川に赴かしめ五月九日（一八六三年六月二十四日）英國代理公使に對し償金四十四萬弗支拂を確約したが、同時に發した横濱在留外人退去方の通知（前記横濱鎖港問題の項参照）は彼の肯諾を得るに至らず、遂に幕府としては生麥事件解決の結末に於て、五月十八日（七月三日）付を以て英佛兩國公使に對し居留民保護の爲め横濱に於て衛兵駐屯を許可せねばならぬ羽目になった。

次に生麥事件に關する英國政府の要求中最後に残るところは薩州侯に對する犯人の所罰及賠償金の支拂なるが、右要求貫徹の爲幕府當局の抑止を聞かずクーバー提督はユリアス Euryalus 外六艦を率ひ公使以下の館員坐乗の上文久三年六月二十二日横濱出帆、鹿兒島灣に向つた。二十七日同地着、二十四時間を限り回答を求めたる後、其の間かれざるや七月二日市街及砲臺砲撃を開始し失火及大破を蒙らしめた外、薩藩所屬天祐・白鳳・青鷹の三艦を拿捕し、七月十一日横濱に回航した。尤も英國軍艦側にも相當の損害を受けた。此の結果横濱に於て九月二十八日以降英國代表者と薩藩代表者との間に交渉行はれ、犯人は召捕次第英國士官の面前にて死刑に處することを約し、償金は英國政府が薩藩の爲め軍艦購入の斡旋を爲す條件の下に之が支拂ひを承諾し、其後薩藩は幕府より借用し之を完了した。

下ノ關事件 攘夷熱の最も旺んなのは長州藩であつた。爲に英佛公使は文久三年三月之が鎮壓のため幕府に協力しようとして申出たことは既に述べた。其後同五月十日の攘夷令實施に當ては率先外艦砲撃をなしたるに對し關係國たる米・佛・蘭三國公使は幕府に對し嚴重な抗議を提出したのであるが、嚮に文久三年五月九日付を以て小笠原閣老より

朝旨の下に鎖港の提議を受けた次第もあり、右下ノ關に於ける外艦船の砲撃は其の根底深きものなることが判然として居るから、之れは關係國たる三國のみで處理すべきでないとして、種々協議を重ねた結果米國代理公使提唱の下に、文久三年六月十日（一八六三年七月二十五日）英・佛・米・蘭代表者の間に會議を開いて將來に於ける關門海峡の自由通航に關する保證に關し左記要旨の覺書を決議した。

「條約既得權の維持擁護の爲、即時瀬戸内海通航權を回復するを緊要事と認め内海の咽喉たる下ノ關海峡を武力を以て閉鎖しつつある長州侯を膺懲せんが爲に各自國の海軍指揮者に協同工作を行はん事を要請す。併し日本政府が自力を以て迅速に此措置を講せんとなさば四國は直接之に手を下す必要なきを以て先づ此決議を該政府に通告し其選擇如何を委すへし」

尤も右覺書を直ちに實行することに關しては京都方面に於ける混沌たる國內情勢を見定むるの必要があつたのと、鹿兒島に於て苦い經驗を嘗めた英國代理公使側の遲躓したのとにより、其後半ケ年間幕府へ未提出の儘放任せられた。然るに賜暇歸國中であつた英國公使のオールコックは元治元年正月二十四日（一八六四年三月二日）に歸任し、同公使は外相ラッセルよりの條約規定の勵行、殊に各開港場の治安確保及貿易擁護に付積極的政策を執るべき趣旨の訓令を齎した。右訓令中には

- (一) 横濱に於ける英國の地歩確守の爲め必要なる地點を占領すること。
 - (二) 各種の敵對行爲に對する報復の爲めに海軍力を行使すること。
 - (三) 公使に於て香港駐屯陸兵派遣を要求するの權限を附與せらるゝこと。
- 等を包含して居た。

而して歸任後英國公使は種々國內情勢を検討した結果、長州侯に對する膺懲的行動を採るも之れか爲に大君との間

に葛藤を生じたり又は全國民に對し挑戰するが如き事態に至らしめることはない、又戰鬪を下ノ關砲臺附近に局限する場合には各開港場在留外國人に對し危險を誘發するが如きことはないと確信を得、又斯かる積極的行動は封建諸侯及武裝せる麾下等の狹量猜忌の爲將に日本の蒙らんとする一大戰禍を阻止せしむるの點に於て百千の折衝論辯よりも效果的なりと斷定した。其後元治元年三月二十二日新任佛國公使 ロッシェ Leon Roches も着任したので下ノ關砲臺に關係ある四國公使は會議を重ねた結果、漸く元治元年四月二十五日（一八六四年五月三十日）左記趣旨の同文通牒を幕府に提出するに至つた。

一、昨年七月二十五日四國公使が共同宣言せる下ノ關海峡の自由通航、長州侯處罰の要求に就て再び日本政府に警告し迅速なる處分を促すこと。

二、横濱鎖港の要求には一切交渉に應ぜざること。

三、條約既得權の擁護及在留外人の保護に關する共同行動に關しては各自本國政府に請訓して最後の態度を決定すること。

右同文通牒に對し幕府は五月二十七日付を以て回答を發したが依然として國內不一致を理由として長州侯處分の猶豫を求め、又國內一致の爲めに横濱鎖港を外國が承諾することが唯一最善の處置なりと縷述するに過ぎなかつた。依て元治元年六月十九日（一八六四年七月二十二日）愈々四國公使に於ては更に會議を重ねたる末長文の覺書を作成し、同覺書に於ては先づ長州攻撃の目的たるや單に日本全土殊に各開港場をして中立的地位を有せしむるに在り、從て各國共日本に於て何等領土的野心を有するものに非るを述べ、最後に左記趣旨の最後通牒を幕府に提出することを決議した³。

一、下ノ關自由通航に關し若し二十日以内に現實的變更を加へ且つ將來の安全に關し満足すべき保證を與へられさ

る場合には四國は通告を須ひずして軍事行動に移るべき事

二、横濱鎖港には斷然應ぜざる事

三、一八六二年（文久二年）の約定（倫敦覺書）は絶對的のものにあらずして條件附のものなるに付條件不履行の場合には四國は兩都兩港の開市開港延期を取消し安政條約の規定通り之れが履行を迫るべき事

恰も此際前記池田使節が巴里約定に調印して歸朝せるを以て四國公使は聯合艦隊が行動を起すに先ち之に對する幕府の態度決定を待つたが、幕府既に之を破棄するに決し佛國公使亦之を受諾したから最早幕府の態度如何を顧みず長州藩懲罰の爲め聯合艦隊を進發せしめることとなつた。且又第一回下ノ關砲臺後長州藩は猶屈せず依然として海峡を閉鎖して居るので、四國公使は聯合艦隊に對し「後日遠征費の賠償に資せんが爲め海峡を扼する要地を占領すること及將來下ノ關若しくは其隣接地に於て新開港場の開設を要求する見込みあるを以て豫め實地檢討を爲し置くべし」との追加訓令を發した。

聯合艦隊は英艦九隻、佛艦三隻、蘭艦四隻、米艦一隻、計十七隻を以て編成せられ、英國海軍中將クーパー Kuper 總司令官に、佛國海軍少將ジョーレス Jaurès 副司令官にて七月二十七日及二十八日の兩日横濱を發した。尙當時横濱には英艦四艘、米艦一艘碇泊する外香港より來駐の英國陸兵警備に任じ居り、長崎にも英艦一艘碇泊し萬一に備へて居た。

クーバー司令官の率ひる四國聯合艦隊は元治元年八月五日（陽九月五日）下ノ關砲臺との砲戰を開始したる後暫時にして各砲臺を占領し陸戰隊二千餘を上陸せしめた。

下ノ關約定 斯くて八月十四日（陽九月十四日）クーバー提督等と長州藩との間に

一、外船の海峡通航の自由及右に關する一切の便宜供與

二、石炭食料の賣渡

三、砲臺の新築又は修理を爲さる事

四、下の關市街を燒却せざる代償金と戦費の支拂及其額とは在江戸各國公使との談判に委ねる事

等が約定せられた。聯合艦隊は其後英・佛・蘭各一艘を下の關附近に残留して横濱に歸還した⁴。

江戸協定 次いで英佛米蘭四國代表者は元治元年九月六日江戸に於て外國奉行竹本正雅及同柴田剛中と會見し幕府に對し「四國艦隊が長藩其他攘夷黨の勢を挫き得た以上、幕府は最早内外相反するが如き姑息な從來の態度を改め進んで條約勅許を得る様努力すべきことを勸説する。若し將軍及其政府に於て御門及之を支持する大名との關係を融和し得ないならば、四國は國內抗争の爲永く條約及貿易上の權益蹂躪に堪へられないから直接 御門の朝と交渉する」と言明して其の決意を促し、又「幕府は明に長藩の外船砲撃を命令し且一個年餘も處分しなかつた爲、餘儀なく四國の行動と爲つたものなるに付、其責任を負ひ下ノ關事件の償金を負擔すべし」と要求した。之に對し幕府は九月十二日老中阿部豐後守正外を上洛せしめ朝廷に對し

(一) 英佛米蘭四國代表者は下ノ關に於て長州藩を屈服せしめた餘威に乘じて條約の勅許を得べきことを幕府に要請し來つたこと。

(二) 又徒に時日を経過せば艦隊を率ひて攝海に侵入し直接朝廷と交渉すべしと主張し居ること

(三) 從て横濱鎖港の如きは容易に行はるべき現状に非ざること。
を奏聞した。

同時に幕府は四國代表に對し償金支拂は同意すべく、又條約勅許は奏請の上充分努力すべきも、下ノ關の開港に付ては老中阿部正外上洛中であり即答し難いと應酬した。結局九月二十二日四國代表者と老中酒井忠毗・竹本正雅と

の間に次の約定が調印せられた。

一、船艦損傷の賠償、下の關市街燒却免除の代酬及戦費として墨銀三百萬弗を支拂ふ事。

二、償金の支拂は六分し五十萬弗宛年四回に行はるべき事。

三、四國側は必ずしも償金受領を欲せず。彼我親善關係増進に資し得べき代償と交換せんとするものなるを以て、若し日本政府が下ノ關又は瀬戸内海に適當なる一港を開くを希望し、四國か之に同意するに於ては償金を免除することあるべき事。

四、十五日間以内に日本政府は本約定を批准する事。

右下ノ關事件に關する江戸協定が調印せられた後、元治二年三年十日（一八六五年四月五日）幕府は四國代表者に對し「新港を開く事は内外の事情頗る困難なるを以て償金第一回分五十萬弗を本年六月に、第二回分を明年六月に、其の殘餘は約定通り其後毎三ヶ月に支拂ふべきこと」を通牒したが、早くも第二回以後の支拂は延期を要求しなければならなかつた。

四國提案 之より先幕府の下ノ關開港拒否を察知した英國代理公使ウィンチェスター Wincheste（註 元治元年十一月二十六日（一八六四年十二月二十四日）オールコック公使は横濱出帆歸國の途に就き、新任公使パークス Parkes 到着迄、神奈川駐在英國領事ウィンチェスターが公使代理に任命された。）は元治元年三月十日（四月十五日）付を以て本國政府に對し「日本政府に於て下ノ關償金支拂財源の爲、貿易商に對し幾多新税を賦課せらるゝに至らは貿易發展上由々しき大事なるを以て、四國は機を見て償金を他の一般的權益と交換する事、假令は兵庫の先期開港、及税率輕減を要求するが如きは最も得策なるべし」との意見を提出した。自由貿易主義の英外相ラッセルは之を賛し、一八六四年七月二十六日付（元治元年閏五月）新駐日公使パークス宛に左の如く指令し、同公使は慶應元年閏

五月二十六日横濱上陸着任後佛・蘭・米三國公使の賛同を求めた。

一、日本政府をして兵庫、大阪を一八六六年一月一日（慶應元年十一月十五日）より開港開市せしむる事。（一八六二年の倫敦覺書は一八六八年一月一日に延期し居れり）

二、日本政府をして條約に御門の勅裁を得せしむる事。

三、輸入税を従價五分に輕減するを原則とし如何なる場合にも一割を超えざる様改めしむる事。

右提案に對し米國公使は條約勅許の必要を主張し、和蘭代理公使は全部英國の提議を賛成したが、佛國公使は國內事情上兵庫、大阪の先期開港を強制すべきでないとし、又償金受領を主張した。

結局英國提案中條約勅許問題に付て四國代表者は何れも賛成したから、慶應元年九月十一日（一八六五年十月三十日）付四國公使間の覺書に於て

「大君に對し信任狀を捧呈せる各國公使が大君の所在地たる大坂に赴き大君の與黨及敵黨環視の裡に於て、其の政府と友好的に交渉することは將に起らんとする内亂防止に役立つべく、然らずとするも條約勅許に對する政府當局の努力に精神的援助を與ふるものなるべし」

と決議した後、四國公使は慶應元年九月十三日（一八六五年十一月一日）夫々自國軍艦に搭乘し兵庫沖に出動し、先づ英國覺書所載の條約勅許、兵庫・大阪の先期開港、及關稅五分に改訂の三件を當時上洛中の將軍に要求することゝなつた。

幕府對策 右要求に對し老中小笠原長行、外國奉行山口直毅は佛艦に赴いたところ、四國公使は上記三要求を若し幕府に於て同意する場合に於ては償金三分の二の放棄を爲すべきことを附言し、其の回答を七日間に限り期日を過ぐれば四國公使は直ちに上洛し直接朝廷と談判すべき旨の書翰を交付した。

依て慶應元年九月二十五日（一八六五年十一月十三日）將軍家茂は大阪に於て臺前會議を開いたが、同會議に於て關老阿部正外、同松前崇廣は四國公使の上洛を惧れ兵庫先期開港の許容を提議し、會議は一旦斯く回答することに決した。然るに徳川慶喜は京都より大阪城に入り右兵庫開港許可に關する決議を抑へ翌九月二十六日（十一月十四日）英艦隊に對し十五日間の回答延期を求めた。之より先朝廷に於ては依然強硬論強く前記九月二十五日の臺前會議に於て朝廷の同意を得ない以前に兵庫等先期開港のことを決定したことを咎め、將軍に對し開港首唱の阿部松前兩閣老解職朝命が下つた。右様幕府の官吏に對し朝廷より直接處分のあつたことは前例のないことである。旁々將軍は内外に處する上に於て窮地に陥り、條約勅許なき以上最早難局收拾し難しとし、十月一日付を以て辭表を奉り同時に條約勅許に關し左の意見を上奏した後、十月三日大阪を發し伏見經由歸東の途に就いた。

「臣家茂、幼弱不才之身を以て、是迄叨りに征夷之大任を蒙り乍不及日夜勉勵罷在候處、内外多事之時に膺り、上宸様を奉安下萬民を鎮むる能はず、加之、國を富し兵を強して皇威を海外に輝し候力無之、竟に職掌を汚し可申と痛心之餘胸痛強鬱閉罷在候。然處、臣家族之内にて慶喜義は年來闕下に罷在、事務にも通達仕、大任に堪可申候に付、臣家茂退隱、慶喜に相續爲仕政務相讓候間臣家茂時の如く諸事御委任被成下置候様、偏に奉希上候。尤當今時務の儀に付ては以別紙奏聞仕候間慶喜へ御沙汰御座候様、奉願上候也

別 紙

臣家茂、謹で宇内の形勢を熟考仕候處、近來追々と變遷致し、和親を結び有無を通じ互に富強を計候風習に推移候。是れ天地自然の氣數不得止の勢に可有之奉存候。就ては自國に限り一向、御外交不被爲在候ては卑怯退縮の姿と相成、御國體、御國威も相立申間數、既に先年於下田港亞墨利加使節と和親條約取交せ相成候も右等斟酌之上、遂奉聞御許容相成候事にて其以來、追々鎖國の舊格を變じ富強の基、漸く相開候處、其後外夷拒絕の儀、被仰出候

に付、可成丈け聖諭遵奉仕度志願に御座候得共、無謀の掃攘等は致間敷と尙ほ被仰出候趣も有之候間、何れも富國強兵の策相立ち候上ならでは膺懲の典も難被行、就ては彼の所長を採り貿易の利を以て多く船廠を設備し以夷制夷の術を講候事、當今第一の急務と奉存候、是迄種々苦心罷在候折柄、防長の事件差起り終に大坂城迄出張仕候處、不料、夷船兵庫港へ渡來、條約之廉々、改めて勅許有之候様申立、若し臣家茂に於て取計兼候はば、彼れ闕下へ罷出直に可申立旨申張り、種々論談を盡し應接仕候得共、何分承諾不仕、去り逆、無謀の干戈を動し候ては必勝之利、無覺束、假令一時は勝算有之候とも四方環海の御國柄、東西南北、且暮攻掠を受け候て、戰爭無已時は、皇國生民の靡爛、此時より相始、不仁不慈此上は有之間敷、誠に以て、歎个敷儀、臣家茂一家の存亡は姑く差置、實祚の御安危にも關係仕、實以て不容易義にて、陛下萬民を覆育被遊候御仁德にも相戻り可申哉。臣家茂に於ても職掌相立不申候間右等の處、篤と思召被爲分、乍恐、衆口に御動搖無之、斷然と御卓見を被爲立、何卒改めて條約に付き、虚を去り實を存し至當之談判仕候義、判然と勅許被成下候様仕度、左候はば如何様にも盡力仕、外は外夷制馭の實備を立、内は防長追討の功を遂、上宸襟を安んじ奉り、下萬民を安堵せしめ、臣、祖先の志に報ひ可申志願に御座候。皇國如何様英武の御國に御座候共、萬一内亂外寇一時に差湊ひ西洋萬國を敵に引受候ては終には聖體の御安危にも拘り、萬民塗炭の苦に陷候は必然の義、誠に以て痛哭慨歎の極、假にも治國安民の任を荷候職掌に於て、如何様御沙汰御座候共、施行仕候義、何分にも難忍奉存候。依て前文申上候通り、速に勅許の御沙汰被成下候はゞ、實祚の無窮、萬民の大幸、無此上、千々萬々奉、懇願候。寔に不任悲歎號哭之至奉存候。尤も外夷闕下へ罷出候様相成候ては、深く奉恐入候儀に付、精々盡力、談判を遂げ、来る七日迄兵庫港へ爲差控候間、成丈け早々御沙汰被成下候様仕度、此段奉奏聞候⁵」

兵庫港沖合軍艦内に滯泊中の四國公使は將軍の辭職歸東を聞き慶應元年十月四日付同文通牒を幕府に提出して「此際御門と大君との意見一致こそ國交を改善し帝國の利益を増進せしめ其獨立權を危殆ならしめざる所以なる」ことを警告するに至つた。

條約勅許 斯かる危殆の情勢下に十月四日（十一月二十一日）慶喜は京都守護職松平容保、所司代松平定敬、老中小笠原長行等と連袂參内し條約勅許、兵庫開港の已むを得ないことを奏聞して聖斷を仰いだ。朝廷に於ては宮闈白以下の公卿等徹宵協議を重ね、天皇は垂簾之を開召されたが、翌十月五日に至つて決せず、更に薩、土、備等十數藩三十餘名の藩主等を召し審議せしめられたが廟議尙容易に決せず、茲に於て戌刻（午後八時）に至り終に條約勅許に關し勅諭が下つた。

條約之儀、御許容被爲在候間、至當之處置可致事。
更に將軍に對し

別紙之通被仰出候に付ては、是迄之條約面品々不都合之廉有之、不應叡慮候に付、新に取調相伺可申、諸藩衆議之上、御取極可相成事。兵庫之儀は被止候事。

因に前記慶應元年十月五日の御前會議に於て、畏くも、孝明天皇が大英斷を以て條約勅許の御宸裁あつたことは、神國を保全し萬民塗炭之苦患を免れしめようとの聖慮に出でさせられたことであつて、同宸裁に先ち朝彦親王に賜はつた左の御宸翰中に窺はれるところである。

「情、熟考に官武之議論、透聽處、實以、不容易義、時刻を移し候ては取戻し不相成及場合左候へば從神宮連綿之皇統、忽廢絶候ては朕一分之義にては決て無之、於朕代右様之處置候ては實以、申譯無之、恐懼不過之候、且萬民塗炭之苦患は眼前、左候へば是亦不忍見聞實以、痛心候。此上は一橋始、申出候に任せ候外無之、實に差向、難默止次第、推察にて可承服候事」

又右様の條約勅許奏請が諸外國側の武力に全く壓伏した爲ではなく、偏に國內の破綻を恐れた結果であることは、同年十一月三日徳川慶喜より弟の池田茂政へ申送つた書面中に

「皇國之大亂、此期に差迫候に付、不得已、泣血哀訴致候一點之至誠、於主上も御憫察被爲在、從微衷御許容之義、被仰出候次第に有之。聊、外夷凶敵に畏縮致候者に無之、又閣老等、奉迫朝廷強而願立致候にも無之、前顯救急之手段外に坦路を得不申、無餘義右之運に至り候（中略）偏に實之一字に相歸し内外上下款洽、時勢之大難を押し抜く外、他意無之候」

云々とあるによつて判る。

茲に始めて安政五年六月十九日井伊大老が未勅許の儘日米修好通商條約の調印を容認してから以後多年の懸案であつた條約勅許問題は一應解決した次第であるが、尙同條約勅許勅諭中には安政條約に對し最大の難點であつた兵庫開港は依然許容あらせられず、又安政條約中不都合の點に對しては修正すべきを仰出されたのである。兎に角安政假條約の勅許により幕府當局は四國公使と交渉を開くの端緒を得たるに付、十月七日（十一月二十四日）午後老中本莊宗秀、山口直毅等を兵庫沖碇泊の英艦プリンス・ロイヤル號に遣はし條件付勅許の次第を英米蘭國公使に回答せしめたところ、英國公使は兵庫、大阪の先期開港に對し勅許のなかつたことを憤慨して容易に承服しなかつた。依て本莊宗秀等は一旦去つて佛艦グリエール號に赴き佛國公使と計り權宜の措置として本莊宗秀、松平康直、小笠原長行三閣老連署を以て

(一) 兵庫は必ず倫敦覺書所載期日に開港し事情を許さば先期開港すべき事。

(二) 兵庫を即時開港し得ざる代りとして下ノ關償金は第二回分を來る十二月に支拂ひ殘餘金額は約束通り支拂ふべき事。

(三) 關稅輕減の件は老中水野忠精に擔當せしめ江戸に於て各國が満足すべき様談判を開くべき事。

の三條件を約する覺書を作成し、佛國公使と共に英艦に赴き英國公使に説くところあつた。英國公使等漸く之れを承認し兵庫沖談判は終了した。

尙右三閣老作成覺書の内容は前記慶應元年十月五日安政條約勅許の條件を逸脱し、兵庫・大阪を倫敦覺書所載の期日たる一八六八年一月一日（慶應三年十二月七日）より開港すべきを確言したもので朝廷側に於て異議を唱へるものもあつた。依て慶喜は本莊等に訓令して右三閣老より提出の覺書の内容變更方四國公使に交渉せしめたが、英國公使最も強硬で同意を與へない。却て日本側に於て兵庫等の先期開港と、關稅改訂とを承諾する場合には下ノ關償金を三分の二丈け免除すべしと應酬した。結局幕府側は十月五日勅諭の趣旨は

(一) 將軍へ條約問題に對し適當處置の全權を委任せられたものなること。

(二) 又兵庫開港差止めの件は先期開港を差止めしめるの意である。

との解釋を下し兵庫沖談判の結果を其の儘追認することとした。斯くて四國公使は兵庫談判の結果兵庫等開港の期限を確約せしめ得たこと及無償で關稅五分輕減の同意を取付けたことに満足し再び軍艦に搭乘し横濱に歸還した。

改稅談判 其後四國公使は幕府當局に對し改稅談判の交渉開始を數回督促した。之に對し幕府に於ては償金の支拂ひを出來得る丈け速かに完了することこそ兵庫開港延期の主張を維持し得る次第なりと認め、第二回分を約束通り慶應元年十二月二十八日、第三回分を翌慶應二年四月支拂ひを了した。關稅改訂談判に付ても亦至急之れを開始するの準備を進め、慶應元年十二月勘定奉行小栗忠順は改稅談判主査として任命せられ直ちに談判を開始した。尤も安政五ヶ國條約附屬貿易章程第七則末尾には「神奈川開港後五年に至り日本役人より談判次第入港出港の稅則を再議すべし」と規定し居り右再議の期限は一八六四年（元治元年）七月四日到來せる次第であつた。依て幕府に於ては既に文久二

年（一八六二年）四月二十五日勘定奉行小笠原長常、外國奉行水野忠徳、同大久保忠寛等を税則再議に關する御用掛に任命し調書の作成を命じて居たが、他面幕府より兵庫開港延期の爲め歐洲諸條約國に遣はされた竹内使節は、文久二年五月九日倫敦覺書を調印し其の中に於て酒類及硝子器の關稅輕減に、又同年閏八月九日調印巴里覺書に於て酒類及巴里品の輸入關稅の輕減と生絲及蠶種紙の輸出自由とを約し、更に文久三年十二月二十日江戸に於て日米協定を調印し包装用茶鉛等無稅とし又機械及其の部分品・藥劑・鐵類・精糖・硝子及硝子器・時計類及酒類を五分稅品に繰入れることを用意したことは既に述べた通りである。蓋し當時幕府當局に於ては關稅協定に關し鎖國時代同様之れを輸出入許可に對する運上と認め居り、未だ關稅により多額の財政收入を得、又産業保護を爲すが如き觀念はなかつた。依て安政條約交渉の際比較的高率に定め得た協定稅率を引下げることに付て差して躊躇することはなかつたのである。之に反し當時英、佛、蘭始め一般歐洲諸國に於ては一八六〇年（萬延元年）に有名な自由貿易主義的コブデン通商條約が英佛間に締結せられたといふ様な時代であつたから、日本に對しても同時代に泰西諸國が清國、暹羅、土耳其、埃及、波斯等の亞細亞諸國に對し強請したるが如き從價五分を標準の片務的關稅協定を締結せしめようと切望したのである。而も當時米國は南北戰爭（文久元年乃至慶應元年）の爲め日本との各種條約交渉に付嘉永安政時代に於けるが如き首動的地位を採り得なかつた際であつたから英佛兩公使指導の下に萬事が進捗したのである。

註1 文部省維新史第三卷六六四頁

2 同右第四卷二一〇頁

3 外務省舊條約彙纂第一卷第一部二二一頁乃至二二七頁

4 文部省維新史第四卷二五七頁

5 同右二八三頁乃至二八五頁及尾佐竹博士明治維新中卷六四〇頁乃至六四二頁

第二款 江戸改稅約書の調印

改稅約書調印 斯かる情勢の下に慶應二年五月十三日（一八六六年六月二十五日）江戸に於て本邦全權外國事務掛老中水野和泉守（忠精）と外國側全權英國公使パークス、佛國公使ロツシュ、米國臨時代理公使ポルトマン、Portman和蘭總領事ヴァン・ポルスブルック van Polshroek との間に改稅約書調印せられたのである。

同約書に於ては安政條約附屬貿易章程による輸入物品の品種別差等關稅を廢止し、各種輸入品を通じて一率從價五分を基準として從量稅率を定めて居る。而して右從量稅率支拂通貨の基準は一分銀を以てすることとし、又右メキシコ弗百に對し一分銀三百十一と相當す比率を定めた。依て其後銀價格の下落するに應じ改稅約書所定の從量輸入稅率は夫れ丈け物價に比し輕減せられ從價五分以下に相當することとなつた。尤も本約書締結の際問題となつたことは輸入稅率を安政諸條約所定の從價五分乃至三割五分より一率從價五分に輕減するの點に非ずして寧ろ輸出稅を一率從價五分に据置くの點に在つた。即ち外國奉行菊池隆吉及目付大久保忠恒は佛國公使と會見して當時に於ける本邦貿易情勢上輸出を制限して物價の昂騰を防ぐの必要あることを述べ、之が爲め輸出稅の引上げ其の他の方法を採用する必要を述べた。右は當時に於ける自由貿易の趨勢に逆行せんとするもので外國側に於ては之れを承認すべくもなかつた。本改稅約書は將軍家茂大阪滞在中に水野老中の獨斷を以て調印せられたが、既に稅率輕減の點は朝廷及將軍に於て容認するところであり、又貿易上の各種制限撤廢の點は既に倫敦覺書等に於て幕府の承認して居ることであるから、後日朝廷側等よりも何等の議論を生ぜなかつた。

前記の如く慶應二年五月調印の江戸改稅約書は安政五ヶ國條約所定協定稅目及其後締結の文久二年五月倫敦覺書、同年閏八月の巴里覺書、及文久三年十二月日米通商約定による諸關稅協定に代はるべきものであつて十二條より成り

附屬として輸出入品運上目録（輸出入品協定稅目）を載せて居る。

改稅約書 先づ其の前文に於て、本改稅約書は安政五ヶ國條約附屬章程第七則に於て定めたる關稅率改訂に關する規定、慶應元年十月「英佛米蘭四國代表者が大阪に赴きし折日本より輸入輸出の諸品都て從價五分の運上を基本として」右安政諸條約による協定稅目を「猶豫なく改むべき趣を約束すること並に日本政府は外國との交易を盛んにし和親の交際を益々篤からん事を欲する證を更に顯はさんか爲」本約書を調印することを記し、

第一條に於ては本約書により改訂する稅率は神奈川に於ては慶應二年五月十九日（一八六六年七月一日）、長崎及箱館に於ては同六月二十一日（八月一日）より實施すべきことを、

第二條に於ては本約書は安政諸條約と等しく西曆一八七二年七月一日（明治五年五月二十六日）に至り改正せらるべきものなりと雖も、茶及生絲輸出稅の關する限りは本約書調印より二ヶ年後に至らば締約國中孰れか共一方より六ヶ月以前の通告を以て前三ヶ年平均相場により從價五分を基礎とする從量稅を改正し得べきこと、並に材木の輸出稅に付ては本約書調印より六ヶ月後に締約國の何れかより通告あるときは時の相場に從ひ從價五分を基礎として從量稅率を定むるを得べきことを、

第三條に於て安政條約附屬交易章程第六則に從ひ從來取立てゝ來た外國船舶に對する出入港免狀料は之を廢し、今後は荷物の陸揚、船積に付ては何等の料金納付することなく免狀を交付せらるべきことを、

第四條に於て神奈川に於ては慶應二年五月十九日（一八六六年七月一日）、長崎、箱館に於ては慶應二年八月二十三日（一八六六年十月一日）より保稅倉庫を設くべく、保稅倉庫藏入の輸入貨物は藏出せんとする場合に限り輸入稅を納付するを要し、之を再輸出する場合には藏敷料の外輸入稅を納付するを要せざること、又藏敷料及藏入規則は締約國雙方に於て協議の上定むべきことを、

第五條に於て日本生産物を產地より開港場に運送する途中に於ては水陸交通路修復の爲一般貨物に課するものの外其通過に當り何等の課稅を納付するを要せざること、

第六條に於て日本稅關に於ては安政諸條約による同種同量内外通貨交換自由の規定により從來メキシコ銀百弗は一分銀三百十一箇の割合を以て請取つて來たが、日本政府に於て右慣行を改め總ての外國の金銀貨幣及地金は鑄造、其の雜費を差引き自由に日本通貨に交換出來る様鑄造所を擴張する意圖を持つて居る、依て日本政府は右鑄造手数料等に關し關係國代表者との協議を経た後右新自由交換制度を慶應三年十一月中（一八六八年一月一日）より實施し得べきことを、

第七條に於て稅關取扱貨物の陸揚、船積等の場合に從前苦情の多かつたことに鑑み、各開港場の奉行は速に外國領事と談判の上適當なる輸出入貨物取扱規則を定むべく、又右規則の中には稅關に上屋の建設をも定むべきことを、

第八條に於て日本人は其の身分に拘らず開港場又は海外に於て外國人より客船及各種貨物船を購入すること自由なるべく、尤も軍艦は政府の免許なければ買入るを得ざることを、而して前記日本人が買入れたる諸外國船に對しては蒸氣船は一噸に付一分銀三箇、帆船は一噸に付一分銀一箇の輸入稅を拂ひ日本船籍に登録し得べきことを、

第九條に於て日本政府は文久二年五月九日の倫敦覺書及同閏八月十三日巴里覺書の定むるところに從ひ、日本人と外國人の交易交通に對し何等の干涉を爲すことなかるべく、日本諸商人は政府役人の立合なく第十條に述べたる方法を以て海外へ出で外國に於て自由に交易することを得べく、日本人の外國に於ける交易に付て何等特別の課稅を爲さざるべく、又諸大名及其の使用人は日本政府官吏の干涉なく外國又は開港場に於て自由に交易し得べきことを、

第十條に於て日本人は身分に拘らず開港場より出港する内外船舶に荷物を積入ること自由たるべく、且つ既に慶應二年四月九日（一八六六年五月二十三日）日本政府より布告せる如く政府より旅行免狀を得る場合は留學又は商賣

の爲め外國へ赴くこと（維新史第四卷三五九頁參照）並に外國人に雇入れられ及外國船舶に使役せらるること自由なるべきことを、

第十一條に於て日本政府は外國交易の爲め開きたる各港に於て船舶の輸出入安全の爲め燈臺、浮標等を備ふべきことを、

第十二條に於て本約書は批准の爲め各所屬國政府に提出するを要せず調印後六日即ち慶應二年五月十九日（一八六六年七月一日）より實施すべきを規定した。

而して本改稅約書第一則に於ては輸入輸出の諸物品は附屬協定稅率によるべきを定め右附屬輸入輸出協定稅目は日英佛蘭文を以て之を定め右の中輸入協定稅目は第一種より第四種に分類し、第一種は物品をA、B、C順に稅番一より八九迄稅率を定め、各商品の稅率を定むる量目單位は百斤、ヤード、個數等を以てし、稅率仕拂通貨の單位は一分銀を以てすることを定めた。（英佛文に於ては一分銀と其の百分の一即ち「セント」を以て稅率を定め、日本文に於ては右「セント」の代りに「一分銀分數銀目」なるものを定め、銀一分を十五匁即ち銀一兩は四分又は六十匁と換算して居る。）第二種は無稅品とし、右無稅品中には食料及荷物運送用諸獸類・硃及硃用鎖・石炭・衣類・金銀貨幣及地金・諸穀類（米・粳・小麥・大麥・燕麥・裸麥・粟・稗・唐玉黍）・穀粉類・油糟・包裝用筵・書籍・食鹽・樽入鹽漬・硝石・ソルドル・タール及チヤン・製茶用鍋及籠・茶鉛・旅客用品とし、第三種は禁制品として阿片を掲げ、第四種に於て從價稅品として其の五分を課稅すべきものとして兵器・巴里斯品・長杓・時計・珊瑚・双物・藥材・染料・陶磁器・家屋・硝子及硝子器・金銀レース及絲・護謨及香料類・鏡・寶石類・機械及鐵製品・絹綿又は毛の織物及其の製品・天鵝絨・油繪及書籍類・化粧石鹼・鍍金屬類・獸皮・雙眼鏡・望遠鏡及學術器・木材・酒類「其他稅目に掲げざる物品」を記して居る。輸出協定稅目に付ては第一種乃至第四種に分ち、第一種は物品名をA、

B、C順により稅番一より五三に分ち量單位は百斤（蠶印紙は枚）とし、稅率は輸入稅率と等しく一分銀の箇數及分數又は「一分銀分數銀目」を以て定む、第二種は無稅品にして金銀貨幣・金銀地金とし、第三種は禁制品にして米・粳・小麥・大麥及其穀粉及硝石を掲げ、第四種は從價五分稅品にして竹製品・銅製品・木炭・人參・及諸藥材・鹿角・蘆薈類・絹製衣類及織物・刺繡製品・材木・其の他特に掲げざるものを之に宛てた。

尙本江戸改稅約書は一八五八年（安政五年）六月の英清天津條約による附屬協定稅則を參考として作成せられたるものである。尤も本改稅約書に於て輸出入稅目中に掲げない物品は總て從價五分を課することとなつて居るが、天津稅則に於ては輸入稅目中特掲しない物品で輸出稅目中に載せて居るものは右輸出稅目に準據し、輸出稅目に特掲しない物品で輸入稅目中に稅率あるものは右輸入稅目を適用し兩稅目孰れにも特掲なき物品に限り從價五分を適用することとなつて居る。次に江戸改稅約書附屬第二則に於ては日本在留外國人及外國船乗組員は前記輸出禁制品として掲げた穀物及穀粉でも自家用量に限り之を購入し得べきことを定め、第三則に於て一斤（即ち百六十匁）は英國のアポア・デユ・ボア一ポンド三分の一（佛國量六〇・四五三キログラム）に當り、一「ヤード」は英尺三「フット」にして英一「フット」は日本曲尺一尺よりも八分の一「インチ」丈け長く、一分（目方二文目三分）とは日本銀貨にして其の重さ英國「トロイ」量目百三十四グレイン（佛量八・六七グラム）を下らず、又純銀分十分の九に下らないものなることを規定した。

本邦貨幣制 然るに此の機會に一言附記すべきは本邦貨幣制のことである。嘉永開國後本邦に於ては金銀兩本位制を實行し而も金對銀の比率が當時世界の金銀相場が一對十五であつたに對し、本邦に於ては一對六の比例で金銀貨の交換を許して居たので、外國人は安政條約中に在る同位同量交換規定を利用し、先づ本邦に於て外貨を以て銀通貨を獲得し之を以て小判等の金貨と交換し之を海外に持出すこと多額に及んだ。其の結果外國との貿易開始後本邦に於ては

小判等金貨の通用漸次影を潜めたが結局江戸改稅約書により關稅支拂通貨を一定量の一分銀を以て定めた以後本邦幣制は事實銀本位制となつた。開國後本邦に於ける異常な物價の騰貴を時人は外國人が本邦物産を買占めた結果と思つたのであるが事實右本邦に於てのみ高價であつた銀が世界の水準相場に下落して來た反動に原因するところが多かつたものと考へられる。詳言すれば徳川初期慶長時代に於ては慶長小判拾兩は目方四十四匁、之に對し銀一兩は目方六十匁なりしに付金對銀の比率は一對一三・六であつた然るに徳川幕府に於ては以後數次金銀通貨の改鑄を行つて金銀貨質量純分を減少せしめて來たが、銀貨に於て特に甚たしかつた爲め、安政の頃には金銀兩通貨の交換による金銀價格の比は一對六となつた。之れに對し當時に於ける外國の金銀相場の比は一對一五である。依て外國人は本邦に於て先づ墨士哥銀弗を以て條約規定により同量の一分銀と交換し、右得たる一分銀の數額を以て小判等の金貨と交換し、之を海外に輸出するときは巨利を博し得たのである。即ち同位同量交換規定により一〇〇墨士哥弗は一分銀三十一個と交換し得るところ右三十一個（一分銀四個を以て一兩とす）は七七・八兩に相當するを以て之を金の兩（小判）にて受取り海外に輸出するときは墨士哥銀約二五〇弗に賣却し得たのである。右様本邦に於ける一分銀が金兩に對し高價格を有する爲め條約規定を利用し交換を求むる外國人頻出し幕府は之が對策に苦心した。又外國公使側に於ても種々の苦情を生じた。何んとなれば之が爲め一分銀の不自然な需要が巨額となり供給は不足し其の結果條約中の同量交換の規定による公定相場は墨士哥弗一に對し一分銀三個なるに拘らず市場相場は一分銀貳個を以て通常とするに至つたからである。茲に於て幕府は安政六年五月二十四日南鐐銀なる大形の二朱銀（四朱は一分に相當す）を新に鑄造し右南鐐銀二枚を以て一墨士哥弗に相當すること即ち一墨士哥弗は銀一分、一〇〇墨士哥弗は二十五兩に相當するものなるを布告したが、之亦外國公使側から苦情出で、又南鐐銀の鑄造間に合はず沙汰止みとなつた。依て幕府は第二策として安政六年七月十四日付ハリス米國公使の助言により金通貨たる金小判、一分判金及二朱金を世界の金銀相場に相當する様小形に改鑄し以て一分銀と通貨との交換を防止することとした。右幕府の金通貨改鑄の原因となりしハリス公使の忠言によるに米國に於て試験の結果金小判價格は一分銀十二個に均しく、金一分判の價格は一分銀三個に相當し居たりと云ふ¹⁾。

註1 明治財政史第十一卷二八六乃至三二三頁

第四款 江戸改稅約書締結後に於ける修正

改稅約書修正 江戸改稅約書は前記の如く第二條により改訂期を明治五年五月二十六日として居るが尙右改訂は安政諸條約と同一時期なるべきを規定せるに付、明治政府歴代に渉る外務當局の努力に拘らず結局小修正の行はれた外明治三十二年七月十七日陸奥改正條約實施に至る迄實施せられた。右小修正の重なるものを參考に掲げて置く。

(一) 本約書第二條後段の定むるところに従ひ慶應三年一月二十五日（一八六七年三月一日）材木改稅取極書が定められた。右取極書に於ては本邦より輸出の材木を柔木堅木に分ち各自に對し從量稅率を定めた。柔木とは檜 Spruce、松 Pine、杉 Fir、杉 Cedar 等とし其稅率百石に付一分銀六個、堅木は榲 Oak、ダモ Elm、梅 Ash、ナナ Beech、イタヤ Maple、栗 Chestnut、ハナノ木 Alder、樺 Birch、桂、ホウ、スコロ、ヤセ、樺、檜、楠、黒柿等とし、百石に付一分銀七箇六を課すべきこと、尤も右課稅は箱館港のみに實行し、横濱及長崎に於ては從來通り從價稅によるべきこととした。又一石は英の十立方呎或は米國式の厚さ一「インチ」なる木材尺の百二十呎に相當する旨を併せ規定した。

(二) 明治元年九月二十八日（一八六八年十一月十二日）日西修好通商條約調印の際條約附屬副規則により江戸改稅約書所載の輸出入稅目を其の儘日西間の貿易品に適用すべきを定めたるも、輸入稅目第一種有稅品中に煎海鼠百斤に

付壹分銀三個（江戸改稅約書にては從價五分）を加へ、第三種無稅品中に「マニラ」の綱、耶子油を加へ、第四種從價五分稅品中に「マラガ」乾葡萄、鼈甲、青貝、鳥巢を加へた。

(三) 明治二年正月十日外國官准知事東久世中將から英佛米獨伊諸公使に宛てた公文を以て銅は從來購賣入札によりてのみ輸出を許して來たが國內銅生産量増加せるに付今後は自由に從價五分を以て輸出を許すべきことを通告した。

(四) 江戸改稅約書第二條末段により明治二年四月二十一日（一八六九年六月一日）日英佛獨伊公使と日本側外國官知事伊達中納言、同准知事東久世中將、同副知事大隈四位との間に「生糸並茶増稅約書」調印せられ兩物品に對する輸出稅を從量稅率を以て定めた。右從量稅率は江戸改稅約書によるもの生糸百斤に付一分銀七十五個なりしものを九十個に、茶百斤に付一分銀三・五なりしものを四個に引上ぐることとなつた。然るに右實施は當時下ノ關賠償制賦金の支拂延期を本邦政府より關係四國に申出で居つたので之が同意を條件として右兩品の改稅實施の延期を承諾した。其の後明治七年八月寺島外務卿時代に下ノ關賠償金を完済すると同時に實施延期中の兩品の輸出稅引上げを實行すべきことを一旦諸外國公使に通告したが愈々之を實施するとなると右改稅制定の明治二年當時と事情を異にし、之れを實施することは輸出を阻害し正貨の獲得を減少する結果を見ること明かであつたから終に之を實施せずして終つた。

(五) 次いで明治二年正月十日（一八六九年二月二十日）本邦と獨逸北部聯邦との間に修好通商條約調印せられた際獨逸側より其の特產品たる綿製、毛製、及綿毛製のシャツ、ツボン下に對する減稅を要求したるにより綿製シャツ及ツボン下は一打に付一分銀〇・三より〇・二五に輕減する等關係物品に對し約六分の一方の減稅を承諾し之を明治二年十一月三十日（一八七〇年一月一日）より實施した。右減稅の趣は同年九月二十日澤外務卿より佛英米各國公使宛公文を以て之を通告した。蓋し日本と北獨逸聯邦との新條約締結の機を利用し當該物品の減稅方を叙上三國公使も

策動したによる爲めである。叙上材木に對する新設輸出稅及普魯西に對するシャツ、ツボン下に對する輕減協定稅率は其の後明治二年九月十四日調印せられた日壤洪修好通商條約中の附屬稅目中に掲記せられ半恒久的のものとなつた。

(六) 更に明治二年十月二十七日付澤外務卿より米英佛獨各公使宛公文を以て船用石炭を帆船に積み込んだ場合に於ては船用品であつても輸入稅を取立つべきことを通告し、明治六年一月二十六日付副島外務卿より米、英、蘭、佛、獨、伊、壤、丁、西、露、瑞典、布哇各國公使宛公文を以て禁制品たる硝石の輸出を從價五分稅を以て許すべきことを、明治六年七月十八日付上野外務少輔より米英外十ヶ國公使宛公文を以て禁制品たる無稅米麥の輸出を許可すべきことを同様明治六年十一月二十四日付寺島外務卿は英佛外八ヶ國公使宛公文を以て米又は麥粉の無稅輸出を許可すべきことを通告した。

(七) 最後に明治七年五月十日寺島外務卿と英及獨公使との間に鐵稅取極書が調印せられ、江戸改稅約書中に在る稅番四四、熟鐵の關稅每百斤一分銀〇・三個とあるに對し之を品種により細別し、銑鐵〇・一五、船脚用セント・レッズは〇・〇六、鐵線は〇・八〇、其の他（條竿、釘、板、薄板、鐵、帶鐵）は〇・三〇と定め、T形鐵の稅率決定は後日に譲ることとした。其の結果T形鐵は明治三十二年陸奧條約改正迄從價五分、其後は高率なる國定稅率を受け同製品鐵工業のみが先づ起ることとなつた。

江戸改稅約書所載輸出稅目に對しては他に國法を以て種々變更を試みた。其の主なるものを掲げれば明治七年三月には自ら進んで禁製品であつた銅錢の輸出を、又明治十年二月には硝石の輸出を解禁した。之と同時に輸出獎勵の意味を以て明治八年三月には米、明治九年八月には西洋紙及藍、明治十年三月には燐寸、明治十年十二月には内國製綿メリヤス、シャツ及ツボン下、明治十二年六月には木綿織物、絹織物、絹綿交織物、衣服、陶器、七寶器、漆器、什器、

紙、扇子、團扇、傘等の諸品、明治十三年六月には書、畫、革、寶石類、珊瑚、眞珠、硝子及金屬等を以て製作した物品、明治十三年七月には硫酸、明治十四年四月には硫黄、明治二十年五月には鹽、明治二十一年七月には石炭、明治二十一年十二月には醫料藥品、染料、蠟燭、齒磨粉、靴墨、醫料器具、學術器具、香水類、化粧品、織物、編物、組物、縫絲、組絲、反古、工作を加へた木材、木片及板、金屬製線及板、寶石、セメント、コークス、木炭、山藁等、明治二十七年五月には綿絲輸出を無税とした。更に明治二十九年三月には綿花、明治二十九年四月には羊毛の輸入關稅を免除した。前者に依り以て低率なる江戸改税約書の下に於ても本邦内地産業が徐々に堅實に發達して行つた經路を知るに足るべく、後者は右本邦内地産業發達の必要上關稅收入を犠牲に供し必要な外國產原料の輸入を奨勵したものであることを窺ふことが出来る。

蓋し上記片務的低率な江戸改税約書實施により本邦財政上必要な收入を輸入關稅に仰ぐを得ず、又國防上必要な重工業、化學工業の發達が甚だ後れたことは確實であるが其の代りに其の間本邦輸出入貿易は十九世紀後半に於ける世界の自由通商の波に乗り世界に稀有な増進を示した。今安政開國以來明治三十二年に至る本邦輸出入貿易の大觀を表すすれば次の如くである。

年次	輸入額	輸出額	合計	備考
安政六年	六〇三、一六 ^弗	八九、四六 ^弗	一、四四、五七 ^弗	六月五日安政諸條約實施
萬延元年	一、六六、八七一	四、七三、七八八	六、三三、六五九	
文久元年	二、三四、六九	三、七六、五八	六、一一、二七五	

文久二年	三八八、七五	七、三六、五五	一、一六〇、二九〇	十二月五日將軍家茂攘夷の勅使奉詔
文久三年	六、一九、一〇一	一一、〇八、二八	一八、四七、三九	文久三年五月十日攘夷令實施
治元元年	八、一〇、二八	一〇、五三、三三	一八、六四、五一	
慶應元年	一五、一四、二一	一八、四〇、二二	三三、五四、四三	十月五日條約勅許
慶應二年	一五、七〇、九四	一六、六六、五四	三三、三七、五三	五月十三日江戸改税約書調印
慶應三年	二、六七、三九	一一、三六、七五	三三、七六、九四	五月二十四日兵庫等開港を勅許
明治元年	三、八四、八七 ^弗	五、九八、四〇 ^弗	八、八三、二七 ^弗	十二月七日兵庫等開港實施
明治二年	五、四四、三四	五、七五、五〇	一一、二〇、八四	
明治三年	二、七五、一五	一、五七、七三	四、三三、八八	
明治四年	三、〇四、九六	二、四九、八四	五、五四、八〇	七月十七日より陸奥條約實施
明治五年	二、七六、八四	二、四九、九四	五、二六、七八	

備考 安政六年乃至慶應三年に至る統計は石井孝著「幕末貿易史の研究」(五〇頁)所載計數による。夫れ以後のものは東洋經濟新報社編纂「日本貿易精覽」による。